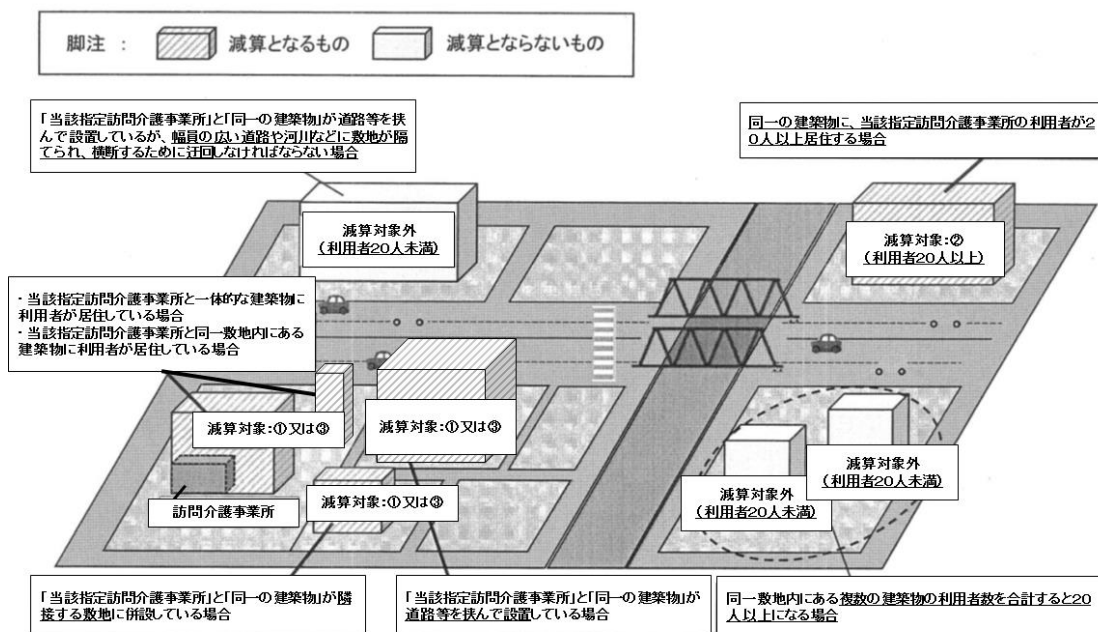


(久留米市独自配布資料)

●事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者へのサービス提供に係るイメージ図（訪問系サービスの場合）



※「隣接」の定義について

当該減算における「隣接」とは、減算対象となる事業所の敷地の1軒隣を指す。

(幅員の狭い道路等を挟んで設置している場合での隣接も含む)

	建物の定義	対象者の算定単位数
① 同一敷地内建物等	当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指す。	所定単位数の 90/100
② 同一の建物に20人以上居住している場合	①に該当する建物以外の建築物を指す。同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合計するものではない。	所定単位数の 90/100
③ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物	①に該当する同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物を指す。	所定単位数の 85/100